

## 令和6年第6回羽幌町議会定例会会議録

### ○議事日程（第2号）

令和6年9月12日（木曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 報告第 6号 財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について
- 第 4 報告第 7号 放棄した私債権の報告について
- 第 5 承認第 6号 専決処分の承認について  
「令和6年度羽幌町一般会計補正予算（第4号）」
- 第 6 議案第52号 羽幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第53号 羽幌町地域包括支援センターの基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第54号 羽幌町下水道条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第55号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 第10 議案第56号 令和6年度羽幌町一般会計補正予算（第5号）
- 第11 議案第57号 令和6年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第58号 令和6年度羽幌町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第59号 令和6年度羽幌町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第14 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦について
- 第15 認定第 1号 令和5年度羽幌町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第16 認定第 2号 令和5年度羽幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第17 認定第 3号 令和5年度羽幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第18 認定第 4号 令和5年度羽幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第19 認定第 5号 令和5年度羽幌町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第20 認定第 6号 令和5年度羽幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第21 認定第 7号 令和5年度羽幌町港湾上屋事業特別会計歳入歳出決算認定について

第22 認定第 8号 令和5年度羽幌町水道事業剰余金の処分及び決算認定について

第23 発議第 8号 羽幌町各会計決算特別委員会の設置並びに委員の選任について

○出席議員（11名）

1番	佐藤	満	君	2番	金木	直文	君
3番	阿部	和也	君	4番	逢坂	照雄	君
5番	村上	雄也	君	6番	小寺	光一	君
7番	磯野	直	君	8番	舟見	俊明	君
9番	工藤	正幸	君	10番	平山	美知子	君
11番	村田	定人	君				

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	森	淳	君
副町長	三浦	義之	君
教育長	濱野	孝	君
監査委員	熊木	良美	君
会計管理者	豊島	明彦	君
総務課長	伊藤	雅紀	君
総務課長補佐	木村	謙彦	君
地域振興課長	飯作	昌巳	君
地域振興課長	山田	太志	君
政策推進係長			
デジタル推進課長	竹内	雅彦	君
財務課長	清水	聡志	君
財務課主幹	門間	憲一	君
財務課税務係長	近藤	優樹	君
町民課長	大平	良治	君
福祉課長	高橋	伸	君
福祉課長	高本	勇一	君
社会福祉係長			
福祉課子ども係長	村上	達	君
福祉課長	木村	康治	君
国保医療年金係長			
健康支援課長	鈴木	繁	君

健康支援課 地域包括支援 センター室長	奥山洋美君
健康支援課 介護保険係長	山川恵生君
健康支援課 保健係長	土清水 彬君
建設課長	酒井峰高君
建設課主任技師	笹浪 満君
上下水道課長	棟方富輝君
上下水道課長補佐	熊谷裕治君
上下水道課 業務係長	小笠原 聡君
農林水産課長	敦賀哲也君
農林水産課長補佐	杉野 浩君
商工観光課長	三上敏文君
商工観光課 観光振興係長	小笠原 悠太君
商工観光課 商工労働係長	廣谷 将大君
天売支所長	大西将樹君
焼尻支所長	藤井延佳君
学校管理課長	葛西健二君
学校管理課主幹 兼学校給食 センター所長	佐々木 慎也君
社会教育課長 兼公民館長	宮崎 寧大君
社会教育課 体育振興係主査	近藤 健弘君
農業委員会 事務局長	敦賀哲也君
選挙管理委員会 事務局長	伊藤 雅紀君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	渡辺博樹君
総務係長	嶋元貴史君
書記	逢坂信吾君
書記	佐藤諒輔君

◎開議の宣告

○議長（村田定人君） これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（村田定人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

9番 工藤正幸君 10番 平山美知子君  
を指名します。

◎諸般の報告

○議長（村田定人君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届出はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎報告第6号

○議長（村田定人君） 日程第3、報告第6号 財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告についてを議題とします。

本案について報告の内容説明を求めます。

財務課長、清水聡志君。

○財務課長（清水聡志君） ただいま上程されました報告第6号 財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を次のとおり報告し、承認を求めらるるものであります。

令和6年9月11日提出、羽幌町長。

1番、財政の健全化判断比率であります。①、実質赤字比率につきましては一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率となりますが、当町は黒字でありますので、数値は出ないこととなります。

②、連結実質赤字比率につきましては、全会計を対象とした実質赤字額または資金不足額の標準財政規模に対する比率となりますが、これについても黒字でありますので、数値は出ないこととなります。

③、実質公債費比率につきましては、一般会計等が負担する元利償還金及びこれに準ず

る償還金の標準財政規模に対する比率の直近3年度の平均値となりますが、9.0%となっており、早期健全化比率の25%を下回っております。

④、将来負担比率につきましては、一般会計等の借入金や将来支出の可能性がある負担等の現在高の程度を指標化したものでありますが、基金等の充当可能財源が将来負担する見込額を上回ったことから、数値は出ないこととなります。

このように財政の健全化判断比率は、いずれも基準を下回っており、財政状態は健全であることを表しております。

2番、公営企業会計に係る資金不足比率につきましては、①、水道事業会計、②、簡易水道事業特別会計、③、下水道事業特別会計、④、港湾上屋事業特別会計、いずれも資金不足はなく、健全な経営状態であることを表しております。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の審査を終えておりますので、別紙のとおり報告書を添付しております。

以上、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） これから報告第6号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから報告第6号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第6号 財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告については原案のとおり承認することに決定しました。

#### ◎報告第7号

○議長（村田定人君） 日程第4、報告第7号 放棄した私債権の報告についてを議題とします。

本案について報告の内容説明を求めます。

町民課長、大平良治君。

○町民課長（大平良治君） ただいま上程されました報告第7号 放棄した私債権の報告についてご説明申し上げます。

羽幌町私債権の管理に関する条例第4条第1号の規定により、別紙調書のとおり町の私債権を放棄したので、第5条の規定により報告するものであります。

令和6年9月11日提出、羽幌町長。

内容をご説明いたします。次のページの調書を御覧ください。会計区分が一般会計と水

道事業会計に分かれておりますので、一般会計分について私から説明させていただき、水道事業会計分につきましては私の説明の後に上下水道課長から説明させていただきます。

それでは、一般会計分についてであります。債権の名称は公営住宅使用料であり、放棄した債権の額は6万3,340円、件数は1件であります。放棄した事由につきましては、債務者が死亡し、相続人と折衝を続けておりましたが、連絡が取れなくなったことなどから徴収停止としておりましたが、消滅時効に係る時効期間が経過したため放棄したものであります。

○議長（村田定人君） 次に、上下水道課長、棟方富輝君。

○上下水道課長（棟方富輝君） 引き続き水道事業会計分につきまして私のほうから説明させていただきます。

債権の名称は、水道使用料であり、放棄した債権の額は8,025円、件数は3件であります。放棄した事由につきましては、債務者が既に死亡しているか、もしくは所在不明により時効の援用の確認が取れないことから放棄したものであります。

以上をもちまして内容の報告とさせていただきます。

○議長（村田定人君） これから報告第7号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

本案は、条例に基づく権利の放棄であるため承認を要しませんので、これをもって報告を終わります。

#### ◎承認第6号

○議長（村田定人君） 日程第5、承認第6号 専決処分の承認について「令和6年度羽幌町一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。

本案について承認の内容説明を求めます。

財務課長、清水聡志君。

○財務課長（清水聡志君） ただいま上程されました承認第6号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものであります。

令和6年9月11日提出、羽幌町長。

処分内容は、令和6年度羽幌町一般会計補正予算（第4号）であります。

次のページをお開き願います。専決処分書であります。令和6年8月15日付による専決処分であります。

次のページの補正予算書をお開き願います。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,110万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,499万4,000円とするものであります。

補正の内容をご説明申し上げます。6ページをお開き願います。歳出の11款災害復旧費、土木施設災害復旧費において災害復旧事業7, 110万円の増額は、8月9日の豪雨で被害を受けた施設のうち、河川道路及び橋梁施設の復旧事業に係る測量調査業務等について早急に実施する必要があったため、その費用を補正したものであり、財源につきましては財政調整基金繰入金を充てたものであります。

以上、補正をした予算の内容であります。今回の測量設計を基に国の補助災害復旧事業の適用を受けて実施するよう進めており、本件に伴う復旧工事費につきましては国から災害認定を受けた後に別途補正予算を計上させていただきたいと考えております。

よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） これから承認第6号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第6号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第6号 専決処分の承認について「令和6年度羽幌町一般会計補正予算（第4号）」は原案のとおり承認することに決定しました。

#### ◎議案第52号

○議長（村田定人君） 日程第6、議案第52号 羽幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） ただいま上程されました議案第52号 羽幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由とその内容を説明申し上げます。

令和6年9月11日提出、羽幌町長。

提案理由であります。条例内で引用をしております法令の改正に伴い条項が移動したため、改正しようとするものであります。

また、別紙で配付しております新旧対照表は左側に現行条文を、右側に改正案を、また改正箇所には下線を引いて表示しております。これにつきましては、適宜御覧をいただければというふうに思います。

それでは、改正文を朗読いたします。

羽幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条第1号中「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1号イ」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（村田定人君） これから議案第52号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号 羽幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第53号

○議長（村田定人君） 日程第7、議案第53号 羽幌町地域包括支援センターの基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） ただいま上程されました議案第53号 羽幌町地域包括支援センターの基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

令和6年9月11日提出、羽幌町長。

提案理由であります。介護保険法施行規則第140条の66第1号に規定する、市町村が条例を定めるに当たって従うべき地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数に関する基準が改定されたことから、これらの基準に従って改正しようとするものであります。

それでは、別紙で配付しております。改正条例の新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。この新旧対照表は左側に現行条文を、右側に改正案を、また改正箇所には下線を表

示しております。

それでは、まず資料に基づきまして改正内容を申し上げます。この介護保険法施行規則の改正は、人材確保が困難になっている地域の現状を踏まえ、センターの職員配置について柔軟に対応できるようにする目的で改正をされているものでございます。

まず、第3条第1項は、常勤の職員の員数について運営委員会が必要と認めるときは常勤換算方法を用いて求めることができる規定を新設したため、条文の中に必要事項を追加したものでございます。

第2項は、複数の地域包括支援センターが担当する区域において区域内のセンターが連携することにより単独での員数の要件を緩和する旨の改正であります。

その他につきましては、条文の追加に伴う文言の改正でございます。

以上の説明をもちまして条文の朗読は省略させていただきます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） これから議案第53号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号 羽幌町地域包括支援センターの基準に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第54号

○議長（村田定人君） 日程第8、議案第54号 羽幌町下水道条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、棟方富輝君。

○上下水道課長（棟方富輝君） ただいま上程されました議案第54号 羽幌町下水道条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

令和6年9月11日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、下水道法施行令の一部改正に伴い、本条例で規定する除外施設の設置等に係る水質基準を改正しようとするものであります。

それでは、改正文を朗読いたしますが、別途お配りしております新旧対照表と併せて御覧いただければと思います。

羽幌町下水道条例の一部を改正する条例。

羽幌町下水道条例（平成14年羽幌町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第5号中「0.5ミリグラム」を「0.2ミリグラム」に改め、同項第43号中「第6条第4号」を「第6条第5号」に、「第37号」を「第38号」に、「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条第1項第43号の改正規定（「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める部分に限る。）は、令和7年4月1日から施行する。

以上であります。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） これから議案第54号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号 羽幌町下水道条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第55号

○議長（村田定人君） 日程第9、議案第55号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、高橋伸君。

○福祉課長（高橋 伸君） ただいま上程されました議案第55号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてにつきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

令和6年9月11日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）によるマイナンバーカードと被保険者証一体化に伴い、北海道後期高齢者医療広域連合規約を変更することにつ

いて、地方自治法第291条の3第1項の規定により協議を求められたので、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものであります。

規約の変更内容であります。別途配付しております議案第55号説明資料の新旧対照表を御覧ください。表の右側が現行の規約で、左側が改正案となっております。

マイナンバーカードと被保険者証の一体化により被保険者証が廃止となり、現行の被保険者証が発行されなくなることに伴い、北海道後期高齢者医療広域連合規約において被保険者証等の用語の使用について改正が必要となったことから、当該規約を変更するものであります。

以上が議案にあります変更内容でございます。ただいまの説明をもちまして改正文の朗読は省略させていただきます。

附則、この規約は、地方自治法第291条の3第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） これから議案第55号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更については原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第56号～議案第59号

○議長（村田定人君） 日程第10、議案第56号 令和6年度羽幌町一般会計補正予算（第5号）、日程第11、議案第57号 令和6年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、日程第12、議案第58号 令和6年度羽幌町水道事業会計補正予算（第1号）、日程第13、議案第59号 令和6年度羽幌町下水道事業会計補正予算（第1号）、以上4件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、森淳君。

○町長（森 淳君） ただいま提案となりました各会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

初めに、一般会計について既定の予算総額に歳入歳出それぞれ7,452万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ74億2,952万2,000円とするものであります。

補正をいたします主な内容を申し上げます。歳出の2款総務費、会計管理費において手数料409万8,000円の増額は、本年10月から内国為替制度運営費の公金振込適用開始に合わせ、指定金融機関への公金出納事務に係る手数料を支払うものであります。

同じく、企画費において地域魅力PR事業101万7,000円の増額は、町内の公共施設に本町出身の漫画家による作品のPRコーナーを設置するための本の購入及びポスターの製作費であり、財源につきましてはクラウドファンディングによる寄附金を募るものであります。同じく、まちづくり応援寄附金推進事業122万8,000円の増額は、ただいま申しあげましたクラウドファンディングによる寄附金をまちづくり応援基金へ積み上げる積立金と令和6年4月から7月までに受けた石川県内灘町の災害支援代理受領寄附金を送金するものであります。なお、7月末日をもちまして代理受領の受付を終了しております。同じく、デジタル推進事業374万2,000円の増額は、行政事務の効率化を図るためタブレット端末の購入を含むペーパーレス会議システム及び勤怠システム等を導入するものであります。

次に、4款衛生費、健康センター運営費において新型コロナウイルスワクチン接種事業1,583万円の増額は、今年度から当該ワクチン接種は予防接種法に基づく定期接種に位置づけられたため、激変緩和措置として65歳以上を対象に自己負担額を1回3,000円に軽減するものであり、財源につきましては接種1回当たり国庫支出金で8,300円、町負担金として4,000円を見込むものであります。

同じく、じんかい処理費において廃棄物収集処理事業51万4,000円の増額は、現在ごみ袋等を保管している施設が経年劣化等により保管に適さなくなったため、空調設備等により湿度の管理ができる施設を借り、また配付業務についても委託するものであります。

次に、7款商工費、観光費においてサンセットプラザ施設管理事業1,179万3,000円の増額は、温泉施設のサウナ室、浴室鏡及び東側駐車場の階段を補修するものであり、財源につきましてはまちづくり事業基金繰入金を充てております。また、企業版ふるさと納税により情報発信用のデジタルサイネージを整備するため、大型液晶モニターを購入するものであります。

次に、10款教育費、高等学校費の教育振興費において天売高等学校活性化事業73万6,000円の増額は、これについても企業版ふるさと納税により新たに軟式野球部を創設するためにグラウンド及び各種用具を整備するものであります。

歳入につきましては、国庫支出金などの特定財源4,190万4,000円、過年度分の国庫及び道費負担金130万2,000円を増額するほか、不足する額につきましては前年度繰越金3,131万7,000円を充てております。

以上で一般会計を終わり、続いて介護保険事業特別会計の補正につきましてご説明申し上げます。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ3,425万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,010万5,000円とするものであります。

補正をいたします内容は保険事業勘定の歳出で、1款総務費、一般管理業務経費156万4,000円の増額は、職員の異動により人件費を増額するものであります。

次に、5款基金積立金において介護給付費等準備基金積立金1,362万6,000円の増額は、前年度における余剰額から給付費等返還金を差し引いた額を基金へ積み立てるものであります。

次に、6款諸支出金、償還金及び還付加算金において償還金利子及び割引料1,906万1,000円の増額は、前年度分介護給付費等の確定に伴い、公費負担分の返還金を増額するものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金及び前年度繰越金を増額しております。

続いて、水道事業会計の補正につきましてご説明申し上げます。収益的収入及び支出において、支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用で349万8,000円の増額は、人事異動等に伴う職員手当等の増額及び一般会計でもご説明いたしました公金出納事務手数料の増額で、総額を2億2,314万4,000円とするものであります。なお、資本的収支について補正はございません。

続いて、下水道事業の事業会計の補正につきましてご説明申し上げます。収益的収入及び支出において、支出、第1款下水道事業費用、第1項営業費用で54万4,000円の増額は、人事異動等に伴う職員手当の増額及び一般会計、水道事業会計と同様、公金出納事務手数料の増額で、総額を3億9,732万4,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出において、収入、第1款資本的収入、第1項企業債で700万円の増額はこの後説明させていただきます。羽幌浄化センター汚水ポンプ速度制御盤更新工事請負費の増額分と、本工事に係る国庫補助金の減額分を賄うための増額であります。第3項、国庫補助金で517万7,000円の減額は、羽幌浄化センター汚水ポンプ速度制御盤更新工事に係る国庫補助金の交付決定額が当初予算額を下回ることとなったことによる減額で、総額を1億6,488万7,000円とするものであります。

また、支出、第1款資本的支出、第1項建設改良費で180万円の増額は、羽幌浄化センター汚水ポンプ速度制御盤更新工事における資機材の高騰によるもので、総額を2億5,989万6,000円とするものであります。なお、これらの補正に伴い継続費の総額及び年割額、企業債の限度額を変更しております。

以上が今回補正いたします予算の主な内容であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

○議長（村田定人君） 次に、財務課長から内容説明を求めます。

財務課長、清水聡志君。

○財務課長（清水聡志君） それでは、私から内容をご説明いたします。

一般会計の11ページをお開き願います。2款総務費、財産管理費において財政調整基金積立金217万円の増額は、令和5年度の総合経済対策追加給付金支給事業に係る国からの交付金の一部が令和6年度に交付されることになったため、財政調整基金を充当して支給しましたが、今回当該交付金が交付されたため、財政調整基金に積み戻すものであります。減債基金積立金200万円の増額は、保有する優先株の一部について発行元が特約に基づき買い戻すことにより発生した収入額相当分を基金に積み立てるものであります。

12ページをお開き願います。同じく、税務管理費において町税収入払戻金50万円の増額は、確定申告等に伴う法人町民税などの還付金増加によるものであります。

13ページを御覧願います。3款民生費、社会福祉費において償還金利子及び割引料1,304万円の増額は、障がい者医療費や障がい児通所サービス等に係る前年度国庫支出金及び道支出金の額確定による返還金であります。

14ページをお開き願います。同じく、児童福祉費78万4,000円の増額は、施設型給付費負担金等に係る前年度国庫支出金及び道支出金の額確定による返還金であり、同じく児童措置費59万3,000円の増額につきましても児童手当等に係る前年度国庫支出金の額確定による返還金であります。

15ページを御覧願います。4款衛生費、じんかい処理費においてし尿処理事業59万4,000円の増額は、し尿処理手数料の収納管理に係るシステム改修を行うものであります。

16ページをお開き願います。6款農林水産業費、農業振興費において畑地化促進事業補助金1,065万5,000円の増額は、水田を畑地化し、畑作物の本作化に取り組む農業者の農用地が土地改良区の地区除外対象となることから、その経費に対する支援を行うものであり、財源につきましては道支出金で賄われるものであります。

同じく、農地費において基幹水利施設管理事業62万3,000円の増額は、羽幌二股ダム通電用の電柱のうち倒壊しそうなもの及び破損器具を修繕するものであり、財源につきましては補助対象の3分の1が国、30%が道支出金で賄われるものであります。

17ページを御覧願います。8款土木費、土木管理費において土木管理業務経費に係る旅費18万8,000円の増額は、会計検査に関する技術職員研修の参加に係る旅費であり、財源につきましては研修の参加要請があった一般財団法人からの負担金で賄われるものであります。

同じく、港湾管理費において修繕料50万円の増額は、天売焼尻及び羽幌3港の維持補修に係る修繕について、本年度は修繕が多く、今後必要な修繕に予算が不足しているため追加するものであります。

18ページをお開き願います。10款教育費、事務局費においてGIGAスクール運営事業154万円の増額は、児童・生徒に貸与しているタブレット端末の通信速度に不具合が生じているため、小学校及び中学校のネットワーク環境について調査するものであり、財源につきましては3分の1が国庫支出金で賄われるものであります。

同じく、2項小学校費の学校管理費において修繕料81万9,000円の増額は、天売小中学校の校舎及び体育館で雨漏りが発生している箇所を修繕するものであります。

19ページを御覧願います。13款諸支出金、職員給与費につきましては羽幌中学校の部活動指導員に係る報酬が国及び道補助金の交付決定を受けたため、財源更正するものであります。

以上が一般会計の補正内容であります。介護保険事業特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計の補正内容につきましては、町長からの提案理由をもちまして説明は省略をさせていただきます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） お諮りします。

審議の方法については、各会計ごとに歳入歳出予算一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第56号 令和6年度羽幌町一般会計補正予算（第5号）について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君） 12ページの地域魅力PR事業についてお伺いします。

町長の説明もありましたが、もう少し詳しく内容のほうお聞きしたいなと思ひまして質問します。当初予算で地域魅力PR事業というのは、シティプロモーション業務委託ですか、特産物の新商品の開発等の補助ですけれども、今回新たな事業なのかな、聞く限り。ただ、なかなか、具体的な内容で教えていただかないと、隠すことではないと思うのです。どういう作家で、どういうところに何をどう置いてという、あと目的は地域の魅力PRだとは思うのですけれども、その辺もう少し詳しく説明していただきたいと思ひます。

○議長（村田定人君） 地域振興課長、飯作昌巳君。

○地域振興課長（飯作昌巳君） お答えをいたします。

この部分につきましては、町長の説明の中でもありましたけれども、羽幌出身の漫画家である椎名軽穂さんのPRと申しますか、羽幌出身ということでの羽幌町としての財産を活用して羽幌をPRしていきたいということでの提案でございます。内容につきましては、椎名軽穂さんが執筆をしております漫画を町内の公共施設も含めた公共機関に、約20か所ほど予定をしておりますけれども、配置をして、まず羽幌の町民、それから羽幌に来た方々に対して羽幌の出身でこういう方がいるぞということをちょっとPRしていきたいということを考えております。

その中で、羽幌としてふるさと納税ということも展開しておりますけれども、財源をクラウドファンディングということで広くアピールしまして、町外にも向けてこういった方がいて、羽幌の財産としてPRしていきたいということを発信していきたいということで

計画しているものでございます。

○議長（村田定人君） 6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君） 目的としては羽幌町のPRですけれども、財源をクラウドファンディングにするということは、どちらが先と言ったら変ですけれども、クラウドファンディングで集まったらその事業が行われるのか、それとも先行して行ってその足りない分というか、使った分をクラウドファンディングで補っていくのか、それともこの100万ぐらいを出しておいて、その残りの分は何か積み上げていくのか、その辺、その前後関係というかがちょっと分からないのです。普通クラウドファンディングは目的があって、こういうPRをするためにぜひお願いします。それがたまった時点で展開していくというようになるのかなと思うのですけれども、その辺もう少し説明をお願いします。

○議長（村田定人君） 地域振興課長、飯作昌巳君。

○地域振興課長（飯作昌巳君） 説明が足りなくて申し訳ございません。この事業につきましては、考え方としてはクラウドファンディングをやって財源を集めた中で事業を展開していきたいという考えが第一義的な部分でございますけれども、当然町の予算として組みますので、事業は実施を進めていくということの中でその財源をクラウドファンディングで集めていきたいということでございますので、もしクラウドファンディングで金額が集まらなくても事業として展開するというところで進めていますので、その事業については進めていくということで考えております。

それと、あとクラウドファンディングの集まる金額についてですけれども、目標額を設定しますので、あまりにも余分なお金が入るということはありませんので、この事業に見合った金額を募集したいというふうに考えております。

○議長（村田定人君） 6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君） あともう一つ確認が、もちろん本人の確認取れているという前提で進んでいるのかなと思っているのですけれども、結構前に公民館で展示会というのですか、作品展みたいのを展開したときも本人の了解もですし、その出版社側の了承とか、著作権とか、そういうのでなかなか継続してということにはならない、もったいないなと思ったのです。その辺本人とか、そういうところの話合いというか、協議は終わっているということでよろしいでしょうか。

○議長（村田定人君） 地域振興課長、飯作昌巳君。

○地域振興課長（飯作昌巳君） お答えをいたします。

今議員言われたように2010年ですか、公民館で椎名軽穂さんの作品展というものを開催して以来なかなかそういった展開ができていないということでございますけれども、今回これを実施するに当たりましては、椎名軽穂さんもそうですし、編集会社ですか、そちらのほうとも確認をして承諾をいただいているということで進めていこうと思っております。

○議長（村田定人君） 6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君） せっかくPR事業ということで、自分にとってはとてもいいことだなと思いますし、今後も大事にしていってほしいなと思います。今回は図書の配置ということだけですけれども、今後の展開として本人の了解得れば本人に来てもらったりとか、いろんな展開があると思うので、ぜひこれで終わりではなくて来年度に向けても事業的にはすごく展開の幅が広がるのかな。PRだけではなくて今後それによって町内外という話もあったので、観光に結びつけてそれを目当てに来ていただくですとか、それはまた課が違ってくるのかもしれませんが、せっかくやるのですからPRだけでということではなくて今後の展開を商工観光も含めて相談していただいて、聖地巡礼とかはやっていたりもしますし、そういうファンの方が羽幌町を知るきっかけになったり、来ていただけるような展開を強く望んでいますので、一生懸命、今期は補正でやりますけれども、次年度に向けても展開をぜひ考えてほしいなと思うのですけれども、そこだけもしあれば。

○議長（村田定人君） 町長、森淳君。

○町長（森 淳君） おっしゃるとおりだと思っております。付け加えると、一昨年中学生が、羽幌町の将来に対してのいろんな提案があった中でも複数件やっぱり地元出身の椎名さんの関係のことはありました。先ほど課長から説明してあったように、以前やったものがそのまま進まなかったというところも何かしらの原因があると思いますので、今回改めてこういう形で本人の承諾も得ましたので、一步一步そういう方向の中で具体的には相手の承諾を得なければいけませんので、現段階では申し上げられませんが、議員のおっしゃる意思のとおり動いていきたいという気持ちがあるということだけ改めて伝えておきたいと思います。

○議長（村田定人君） 3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） すみません、確認程度の質問になってしまいますけれども、11ページの総務費、会計管理業務経費の409万8,000円、これについては公金の取扱いの手数料ということで先日委員会のほうでも説明ありましたので、その中身については理解していますけれども、今指定金融機関に対しての業務委託料も支払われていると思いますので、次年度以降それプラスこういった手数料もかかってくるということだけ聞いたかったですけれども、それでよろしいのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（村田定人君） 会計管理者、豊島明彦君。

○会計管理者（豊島明彦君） 阿部議員のご質問にお答えいたします。

次年度ということでのご質問だったかと思っておりますけれども、契約等の事務を進めるに当たって、そこら辺につきましては交渉事項ということにはなりますけれども、次年度以降にも継続するというふうに今のところは考えております。

○議長（村田定人君） 9番、工藤正幸君。

○9番（工藤正幸君） 17ページなのですけれども、商工費の部分で1,179万3,000円、これは先日委員会で説明受けております。それで、以前から温泉の裏から入る階段が破損していて、その修理も町民からお願いしたいということで言われて、それと

同時にそこに手すりをつけてもらいたいという強いお願いを町民からされておりました。今年度に入ってから商工観光課のほうに、こんな町民の意見があるので、ぜひとも階段を直すときに同時に手すりもつけてやるようお願いはしてあったのですが、先日の委員会ではその手すりは今できないということでありました。工事をやる上において、どっちみちその場所に工事をするのですから、一緒に同時につけて工事を進めることのほうが僕は後々考えると経費的にもいいのではないかということを書いて課のほうには言っておりますけれども、こういう町民が望むことについてもっと重視してやっていただきたいと思うのですが、町長の考えちょっと聞きたいと思います。

○議長（村田定人君） 町長、森淳君。

○町長（森 淳君） 今回この補正を組む際にもそういう話も聞いていましたので、改めて確認したところ業者との行き違いもありまして今回のらなかつたというふう聞いております。間違いなく来年度、新年度予算の中ではやりたいということを確認して今回これを出ささせていただきましたので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（村田定人君） 9番、工藤正幸君。

○9番（工藤正幸君） 委員会の答弁では係長から答弁ありました。やっていくのかどうかというのは今後検討するのだということでありましたけれども、今町長から話があったことであればいいのですけれども、それは間違いはないですか。

○議長（村田定人君） 町長、森淳君。

○町長（森 淳君） 私が今言ったばかりなので、間違いということはありませんので、この場で来年度予算にのせるということは、手続は踏みますけれども、そういう考え方でいるということは改めて申し上げます。

○議長（村田定人君） 6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君） 18ページの教育費の委託料についてGIGAスクールの運営です。

先ほど説明あったので、納得はしたのですが、ネットのタブレット等の速度が遅いということで調査費が入ったと思うのですが、今現在やっぱり支障が子供たちにあるのでしょうか。授業に使えるとか、そのようなもちろん支障があるので、調査して改善すると思うのですが、全く使えない状況なのか、ある程度の速度、それによって現在不具合というか、授業で使えない状況があるのか、それともよりよい速度と環境にしたということなのか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（村田定人君） 学校管理課長、葛西健二君。

○学校管理課長（葛西健二君） お答えいたします。

現在運用の中で本町を含めて全道的な、全国的な課題なのですが、タブレット導入後だんだん動画教材ですとか、デジタル教科書ですとか、そういったものの普及に伴いまして使用量がどんどん増えてきたということで、やはり一度に利用する人数が増えることで一部で通信の不具合が出ているというような状況です。それにつきましては、その都

度学校の中で各教員間で授業でタブレットを使用する授業を調整しながら分散したりだとか、あとアクセスポイントの場所で不具合が出ているといったような状況もありましたことから、その場所をずらしたりとか、そういったことに対応しておりまして、授業に支障が出ているといったところまではそういった報告は受けていないと、そういう状況になっています。

○議長（村田定人君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号 令和6年度羽幌町一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号 令和6年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号 令和6年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号 令和6年度羽幌町水道事業会計補正予算（第1号）について収益的収入及び支出ほか一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号 令和6年度羽幌町水道事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号 令和6年度羽幌町下水道事業会計補正予算（第1号）について収益的収入及び支出ほか一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号 令和6年度羽幌町下水道事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

#### ◎諮問第1号

○議長（村田定人君） 日程第14、諮問第1号 人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、森淳君。

○町長（森 淳君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について、提案理由のご説明を申し上げます。

住所、苫前郡羽幌町栄町93番地の22、氏名、山田明美、生年月日、昭和34年7月6日生まれ、65歳。

前委員でありました駒井千晶氏が令和5年9月30日付をもちまして任期満了となりましたことから、氏の人格、識見はもちろんのこと、公正な人物で、人権擁護等に広く理解があることから、人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、ご提案を申し上げた次第でございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。提案理由とさせていただきます。

○議長（村田定人君） これから諮問第1号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準により省略します。

これから諮問第1号を採決します。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦については同意することに決定しました。

◎認定第1号～認定第8号、発議第8号

○議長（村田定人君） 日程第15、認定第1号 令和5年度羽幌町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第16、認定第2号 令和5年度羽幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第17、認定第3号 令和5年度羽幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第18、認定第4号 令和5年度羽幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第19、認定第5号 令和5年度羽幌町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第20、認定第6号 令和5年度羽幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第21、認定第7号 令和5年度羽幌町港湾上屋事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第22、認定第8号 令和5年度羽幌町水道事業剰余金の処分及び決算認定について、日程第23、発議第8号 羽幌町各会計決算特別委員会の設置並びに委員の選任について、以上9件を一括議題とします。

先に、認定第1号から認定第8号までの提案理由の説明を求めます。

町長、森淳君。

○町長（森 淳君） 令和5年度羽幌町各会計の決算認定をご提案するに当たりまして、その概要を羽幌町各会計決算認定資料に基づきご説明いたします。

一般会計では、歳入決算額71億5,072万5,091円、歳出決算額69億6,342万6,909円、差引き剰余額1億8,729万8,182円となっております。

初めに、歳入の主なものについてご説明いたします。収入の約5割を占める地方交付税は33億3,752万円、前年度対比537万3,000円、0.2%の減となっており、主に特別交付税の減によるものであります。町税は7億5,261万5,000円、前年度対比265万2,000円、0.4%の増となっており、個人所得の増加による個人町民税の増加などが主なものであります。国庫支出金は地方創生臨時交付金の終了などで1億3,466万2,000円の減額、道支出金は畑地化促進事業補助金の増加などで2,928万4,000円の増額となっております。歳入決算額では71億5,072万5,000円となり、前年度対比4,659万円、0.6%の減となっております。

次に、歳出であります。主な経費の内容についてご説明いたします。投資的経費で5億4,022万2,000円、前年度対比1億3,394万4,000円の減となっております。事業の完了などにより減少したものは、スポーツ公園施設管理事業として陸上競技場改修工事、総合体育館改修事業として外部電気設備改修工事、スクールバス運営事業として車両購入、産業廃棄物埋立処理場適正化事業などがあります。一方、増加したものは、畑地化促進事業、ハートタウンはぼろ施設管理事業としてガスヒートポンプ更新工事、橋梁長寿命化事業として熊見橋補修工事、焼尻小中学校建て替え事業として旧焼尻高等学校解体工事などがあります。人件費は11億164万5,000円、前年度対比866万4,000円の減、扶助費は5億5,699万4,000円、前年度対比3,869万円の増、公債費は8億4,702万3,000円、前年度対比2,762万8,000円の増となっております。歳出決算額では69億6,342万7,000円となり、前年度対比8万8,000円の増となっております。

次に、特別会計であります。担当課長から説明をさせますので、私からの説明は省略させていただきます。

続きまして、水道事業会計をご説明いたします。収益的収支の収入では、給水人口の減少による家庭用の使用水量の減少が大きく、有収水量が4年度と比較して1.7%の減となっております。工業用使用水量が増加したことから、4年度と営業収益を比べますと23万7,258円の増額となっております。一方、支出では営業費用において動力費が減少したものの、工事請負費などが増加したことから支出全体で1,177万2,170円の増額となり、結果損益計算書では1,306万9,011円の純利益が生じたところがあります。資本的収支では、中央監視装置更新工事など建設改良費で3,214万2,000円、企業債償還金が5,957万1,326円で、支出総額は9,171万3,326円となっております。これに対して収入であります企業債2,910万円を充てても不足する額6,261万3,326円につきましては、減債積立金及び留保資金等で補填したものであります。

次に、普通会計の財政指標等の状況についてご説明いたします。まず、財政構造の弾力性を示します経常収支比率は83.1%、前年度より1.7%上昇しており、経常的支出における公債費の増加や経常特定財源における使用料及び手数料の減少が主な要因であります。また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率につきましては本定例会に報告しているとおりでありますが、実質公債費比率については9.0%、他の比率については数値が出ないなど、いずれも早期健全化基準を下回っており、財政状況は健全であることを表しているものであります。

以上、令和5年度各会計の決算概要をご説明いたしました。内閣府の月例経済報告によりますと、景気は一部に足踏みが残るものの穏やかに回復しているとされておりますが、賃金の伸びが物価上昇を上回る状況には至っておらず、地方の経済は依然として厳しい状態が続いていることから、地域経済の活性化や多様化する住民ニーズにも的確に対応でき

るよう財源の確保に努め、町民の皆様にとって住みやすく、未来に希望が持てる町となるよう効果的な行財政運営を推進してまいりますので、よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます、提案の理由とさせていただきます。

○議長（村田定人君） 次に、発議第8号の提案理由は、令和5年度羽幌町各会計の決算を審議するため特別委員会を設置しようとするものであります。

お諮りします。ただいま一括議題となっております認定第1号から認定第8号については、発議第8号により、羽幌町議会委員会条例第4条の規定に基づき、全員の議員をもって構成する羽幌町各会計決算特別委員会を設置し、同委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第8号は全員の議員をもって構成する羽幌町各会計決算特別委員会を設置し、これに付託して、審査することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時07分

○議長（村田定人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算特別委員会の正副委員長の互選の結果、委員長に9番、工藤正幸君、副委員長に5番、村上雄也君と決定したので、報告いたします。

#### ◎休会の議決

○議長（村田定人君） お諮りします。

各会計決算特別委員会の決算審査のため、これから9月13日まで休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、これから9月13日まで休会することに決定しました。

ただし、会議規則第10条第3項の規定により、休会中であっても決算特別委員会終了次第本会議を開きます。

以上で本日の議事日程は全部終了しました。休会して各会計決算特別委員会を開催します。各会計決算特別委員会の審議状況に応じて、終了後速やかに本会議を再開することといたします。

（午後11時08分）